

議案第 86 号

鯖江市監査委員条例の一部改正について

鯖江市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市監査委員条例の一部を改正する条例

鯖江市監査委員条例（平成3年鯖江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。